

令和5年度「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業）」 Q&A（2023年3月10日時点版）

目次

○文化部活動の地域移行等に向けた実証事業

【事業の趣旨・目的について】

- 問1-1 本事業の趣旨・目的は何か。
- 問1-2 令和4年度地域部活動推進事業との違いは何か。

【事業の実施内容について】

（予算規模・事業形態）

- 問2-1 拠点校数・部活動数に上限はあるか。
- 問2-2 令和3年度、4年度地域部活動推進事業の実施拠点校について、本委託事業も実施拠点校とすることは可能か。
- 問2-3 国からの委託費に加えて、独自に県費、市区町村費を確保し、その予算も活用して本委託事業を実施することは可能か。

（対象経費）

- 問3-1 事業の対象となる費目は何か。
- 問3-2 人件費の対象範囲は何か。
- 問3-3 諸謝金の対象範囲は何か。
- 問3-4 旅費の対象範囲は何か。
- 問3-5 交通費の対象範囲は何か。
- 問3-6 借料及び損料の対象範囲は何か。
- 問3-7 消耗品費の対象範囲は何か。
- 問3-8 会議費の対象範囲は何か。
- 問3-9 印刷製本費の対象範囲は何か。
- 問3-10 通信運搬費の対象範囲は何か。
- 問3-11 雑役務費の対象範囲は何か。
- 問3-12 保険料の対象範囲は何か。
- 問3-13 休日の地域文化クラブ活動を実施する際に、新たに生じる経費（例えば、生徒の保険料、会場使用料など）について、本委託事業の対象経費になるのか。

（取組内容）

- 問4-1 本委託事業を実施する際に、再委託することは可能なのか。
- 問4-2 本委託事業を実施する際に、再々委託することは可能なのか。
- 問4-3 本委託事業を実施する際に、再々々委託することは可能なのか。
- 問4-4 実証事業はすべての都道府県・政令市で必ず実施しなければならないのか。
- 問4-5 休日に加え、平日の部活動を地域移行する場合、本事業の対象となるか。
- 問4-6 実施要領の別紙1に記載の「実証事業の実施内容」の必須項目について、市区町村も必ず取り組む必要があるのか。

問 4－7 実施要領の別紙 1 に記載の「実証事業の実施内容」の必須項目について、記載されている取組内容の全てに取り組みないといけないのか。

(拠点校の選定)

問 5－1 拠点校・地域について、高等学校を選定してもよいのか。

問 5－2 拠点校において、スポーツ庁の事業である「運動部活動の地域移行に向けた実証事業」を実施してもよいのか。

(総括コーディネーター、コーディネーターの配置)

問 6－1 総括コーディネーター、コーディネーターの役割は何か。

問 6－2 総括コーディネーター、コーディネーターは必ず設置しないといけないのか。

(運営団体)

問 7－1 地域文化クラブ活動の運営団体として選定する際に条件はあるか。

(指導者)

問 8－1 地域文化クラブ活動の指導者について、採用の条件はあるのか。

問 8－2 地域文化クラブ活動の指導者として、部活動顧問等の教師を活用してもよいのか。

問 8－3 地域文化クラブ活動の指導者として、部活動指導員を活用してもよいのか。

(困窮世帯への支援に関する取組)

問 9－1 本委託事業において「困窮世帯」に該当する条件は何か。(所得や公的給付の受給有無等)

問 9－2 困窮世帯の生徒に対して、地域文化クラブ活動に参加するための会費や用具を直接給付・支給することは可能か。

(協議会)

問 10－1 協議会等を設置しないと本委託事業に申請することができないのか。

【令和 4 年度地域文化クラブ活動体制整備事業（補助事業）との関係について】

問 11－1 令和 4 年度地域文化クラブ活動体制整備事業（補助事業）の対象となっている内容については、本委託事業の対象となるのか。

問 11－2 令和 4 年度地域文化クラブ活動体制整備事業（補助事業）を本委託事業に流用することは可能か

○文化部活動の地域移行等に向けた実証事業

【事業の趣旨・目的について】

問1-1 本事業の趣旨・目的は何か。

(答)

少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)を踏まえ、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を図ることとしています。

このうち、本事業では、文化部活動の地域移行に向け、子供たちが地域で文化芸術に継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に全国に普及することで、地域の実情に応じた文化芸術活動の最適化と体験格差の解消を図ることを目的としています。

問1-2 令和4年度地域部活動推進事業との違いは何か。

(答)

令和4年度の実践研究については、全国各地に拠点校を設け、部活動の地域移行を開始するに当たっての実現方策について、研究を行ってきました。

本事業においては、地域移行を持続可能なものにしていくために、実践研究で得られた知見も活用しながら、関係者との連絡調整・指導者助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援など、より具体的な課題等について、実証を行うこととしています。

【事業の実施内容について】

(予算規模・事業形態)

問2-1 拠点校数・部活動数に上限はあるか。

(答)

予算の範囲内で拠点地域数や部活動数が増加することは差し支えなく、上限は設けておりません。

問2-2 令和3年度、4年度地域部活動推進事業の実施拠点校について、本委託事業も実施拠点校とすることは可能か。

(答)

可能です。

問2-3 国からの委託費に加えて、独自に県費、市区町村費等を確保し、その予算も活用して本委託事業を実施することは可能か。

(答)

可能です。

(対象経費)

問3-1 事業の対象となる費目は何か。

(答)

事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、交通費、借損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額^{*}）、一般管理費^{*}（10%を上限とする。）、再委託費を委託費として支出します。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限ります。また、個人に対して直接給付又は支給を行う内容に係る経費は対象外といたします。

※ 地方公共団体は計上できない。

問3-2 人件費の対象範囲は何か。

(答)

広域的な活動を行う総括コーディネーター、コーディネーター等の人件費を想定しています。

問3-3 諸謝金の対象範囲は何か。

(答)

実技指導等を行う指導者等の謝金を想定しています。

問3-4 旅費の対象範囲は何か。

(答)

広域的な活動を行う総括コーディネーター、コーディネーター等の旅費を想定しています。

問3-5 交通費の対象範囲は何か。

(答)

実技指導等を行う指導者等の交通費を想定しています。

問3-6 借損料の対象範囲は何か。

(答)

地域文化クラブ活動を実施する際の会場等の借料及び損料を想定しています。

問3-7 消耗品費の対象範囲は何か。

(答)

地域文化クラブ活動を実施する際に必要な事務用品等の消耗品を想定しています。生

徒が使用する物品（例えば楽譜や楽器部品代など）を対象とする場合も考えられますが、その場合は受益者負担の在り方も十分に検討、整理の上ご判断ください。

問 3 - 8 会議費の対象範囲は何か。

(答)

例えば、文化振興財団・文化協会、文化芸術団体等の関係団体や地域文化クラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の間で行う連絡会議等において提供するお茶等、地域文化クラブ活動を実施する際に必要な会議費を想定しています。

なお、会議における食事の提供については、以下の会議等を対象とし、単価は、2,500円（消費税抜き）を限度とします。

- ①朝食：午前8時30分以前から開催されるもの
- ②昼食：午前から午後に及び、かつ3時間以上開催されるもの
- ③夕食：午後8時以降に及び、かつ3時間以上開催されるもの

また、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子等は対象外とします。

問 3 - 9 印刷製本費の対象範囲は何か。

(答)

地域文化クラブ活動を実施する際の広報パンフレット作成等、地域文化クラブ活動を実施する際に必要な印刷製本費や本委託事業の実績報告書の印刷を行う際の印刷製本費を想定しています。

問 3 - 10 通信運搬費の対象範囲は何か。

(答)

地域文化クラブ活動を実施する際の広報パンフレットの郵送等、地域文化クラブ活動を実施する際に必要な通信運搬費を想定しています。

問 3 - 11 雑役務費の対象範囲は何か。

(答)

指導者の諸謝金を支払う際の支払手数料等、地域文化クラブ活動を実施する際に必要な雑役務費を想定しています。

問 3 - 12 保険料の対象範囲は何か。

(答)

指導者や地域文化クラブ活動に参加する生徒の保険料を想定しています。

問 3 - 13 休日の地域文化クラブ活動を実施する際に、新たに生じる経費（例えば、生徒の保険料、会場使用料など）について、本委託事業の対象経費になるのか。

(答)

対象となりますが、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築する必要があるため、地域文化クラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められません。

(取組内容)

問4-1 本委託事業を実施する際に、再委託することは可能なのか。

(答)

本委託事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本委託事業の一部を都道府県・指定都市等の第三者に再委託することができます。

ただし、本事業の委託先となる事業者は、責任を持って再委託先の取組状況を把握するとともに、円滑に事業が実施されるよう、都道府県・指定都市等に対して指導・助言、支援するなど主体的に関与することが必要です。

問4-2 本委託事業を実施する際に、再々委託することは可能なのか。

(答)

再委託先が地方公共団体（都道府県・指定都市）の場合に限り、本委託事業のうち、再々委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託を受けた事業の一部を市区町村等の第三者に委託（再々委託）することができます。

ただし、本委託事業の再委託先となる地方公共団体（都道府県・指定都市）は、責任を持って再々委託先の取組状況を把握するとともに、円滑に事業が実施されるように、市区町村等に対して指導・助言、支援するなど主体的に関与することが必要です。

問4-3 本委託事業を実施する際に、再々々委託することは可能なのか。

(答)

再々委託先が地方公共団体（市区町村）の場合に限り、本委託事業のうち、再々々委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再々委託を受けた事業の一部を地域文化クラブ等の第三者に委託（再々々委託）することができます。

ただし、本委託事業の再々委託先となる地方公共団体（市区町村）は、責任を持って再々々委託先の取組状況を把握するとともに、円滑に事業が実施されるように、地域文化クラブ等に対して指導・助言、支援するなど主体的に関与することが必要です。

問4-4 実証事業はすべての都道府県・政令市で必ず実施しなければならないのか。

(答)

全国各地の地域の実情を踏まえた多様な取組事例を創出する観点から、地域に偏りが

生じないようにするため、なるべく多くの都道府県・指定都市において、実証事業を実施していただきたいと考えております。

問4-5 休日に加え、平日の部活動を地域移行する場合、本委託事業の対象となるのか。

(答)

平日の部活動のみを地域移行する場合には、本委託事業の対象とはなりません。

休日の部活動を地域移行することに加えて、予算の範囲内で平日の部活動を地域移行する場合には、本委託事業の対象といたします。

問4-6 実施要領の別紙1に記載の「実証事業の実施内容」の必須項目について、各市区町村も必ず取り組む必要があるのか。

(答)

都道府県においては、域内で必須項目全てを実証いただくようにお願いします。各市区町村においては、地域の多様な事例を収集する観点から、可能な範囲で、実施していただきたいと考えております。

問4-7 実施要領の別紙1に記載の「実証事業の実施内容」の必須項目について、記載されている取組内容の全てに取り組まないといけないのか。

(答)

全てに取り組む必要はありません。地域の実情や記載されている取組内容等を踏まえて実施していただければと考えております。

(拠点校の選定)

問5-1 拠点校について、高等学校を選定してもよいのか。

(答)

本委託事業は中学校における取組を対象としているため、高等学校における取組については、原則として、本委託事業の対象外となります。

問5-2 拠点校において、スポーツ庁の事業である「運動部活動の地域移行に向けた実証事業」を実施してもよいのか。

(答)

本委託事業で選定した拠点校において、運動部活動の地域移行に向けた実証事業を実施することは差し支えありません。なお、運動部活動の地域移行に向けた実証事業に対して、本委託事業の経費は支出できません。

(総括コーディネーター、コーディネーターの配置)

問6-1 総括コーディネーター、コーディネーターの役割は何か。

(答)

○総括コーディネーター

…関係団体・市区町村等との調整など、広域的な活動を行う。 など

○コーディネーター

…運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。 など

問6-2 総括コーディネーター、コーディネーターは必ず設置しないといけないのか。

(答)

市区町村ごとに、総括コーディネーター、コーディネーターを必ずしも設置する必要はありません。

(運営団体)

問7-1 地域文化クラブ活動の運営団体として選定する際に条件はあるか。

(答)

運営団体について条件は付しません。都道府県や市区町村（複数の市区町村の連携を含む）が運営団体になることや、市区町村が中心となって社団法人やNPO法人等を設立して運営団体とすることのほか、文化振興団体、文化協会、文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ関係団体、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものが想定されます。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定されます。

(指導者)

問8-1 地域文化クラブ活動の指導者について、採用の条件はあるのか。

(答)

指導者について条件は付ませんが、中学生を対象として適切な指導を行える人材が望ましいと考えております。

問8-2 地域文化クラブ活動の指導者として、部活動顧問等の教師を活用してもよいか。

(答)

休日の地域文化クラブ活動において、指導等を希望する教師に御協力いただくことは問題ありません。その際は、学校教育から切り離れたうえでの地域文化クラブ活動であることを踏まえ、教師の立場ではなく、兼職兼業の許可を得た上で、指導等に携わっていただくこととなります。

ただし、兼職兼業の運用にあたっては、教師が希望しないにもかかわらず、休日の指導等に従事させることは決してあってはなりません。

兼職兼業の考え方や留意点等については、「「学校の働き方改革を踏まえて部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和3年

2月17日)」や「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」をご確認ください。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

問8-3 地域文化クラブ活動の指導者として、既に任用している部活動指導員を活用してもよいか。

(答)

部活動指導員として平日の部活動指導を担っている方について、休日の地域文化クラブ活動における指導にも御協力いただくことは問題ありません。その際には、学校教育から切り離れたうえでの地域文化クラブ活動であることを踏まえ、地域の指導者として参画いただくことが適切であると考えます。

一方で、本事業の趣旨を踏まえると、既に任用されている部活動指導員等の人材を活用するだけでなく、新たに、教師に代わり休日の活動の指導を担う地域人材（指導者）の確保にも取り組んでいただきたいと思います。

なお、拠点校として選ばれた場合も、平日にかかる部活動指導員に関しては、「部活動指導員の配置支援事業」の対象となります。

(困窮世帯への支援に関する取組)

問9-1 本委託事業において「困窮世帯」に該当する条件は何か。(所得や公的給付の受給有無等)

(答)

条件は、定めておりませんが、予算積算上は、要保護及び準要保護世帯相当としております。

本委託事業を通して、適切な条件等について検討していきたいと考えております。

問9-2 困窮世帯の生徒に対して、地域文化クラブ活動に参加するための会費や用具を直接給付・支給することは可能か。

(答)

直接給付・支給することはできません。参加会費については、例えば、会費相当の補助を地域文化クラブ活動の運営団体・実施主体に対して行い、該当する生徒からは会費を徴収しないという方法での支援が考えられます。

(協議会)

問10-1 協議会等を設置しないと本委託事業に申請することができないのか。

(答)

協議会等を設置しなくても、本委託事業に申請することは可能です。

【令和4年度第2次補正予算との関係について】

問 11-1 令和4年度地域文化クラブ活動体制整備事業（補助事業）の対象となっている内容については、本委託事業の対象となるのか。

（答）

本委託事業の対象とはなりません。

特に、協議会等の設置に係る経費については、令和4年度地域文化クラブ活動体制整備事業（補助事業）の対象となっているため、本委託事業の対象とはなりません。

問 11-2 令和4年度地域文化クラブ活動体制整備事業（補助事業）を本委託事業に流用することは可能か。

（答）

流用することはできません。